

社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会
役員等報酬及び費用弁償に関する規程

	平成 13 年 3 月 21 日	評議員会議案第 39 号
	平成 14 年 3 月 27 日	評議員会議案第 23 号
改正	平成 16 年 5 月 25 日	評議員会議案第 6 号
改正	平成 17 年 6 月 30 日	理事会議案第 11 号
	平成 22 年 5 月 25 日	理事会議案第 8 号
	平成 23 年 5 月 25 日	理事会議案第 13 号
	平成 29 年 2 月 27 日	理事会議案第 13 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用の弁償について、定めることを目的とする。

(報酬の額)

第 2 条 報酬の額は、別表 1 に掲げる額とする。

(重複給与の調整)

第 3 条 常勤職員又は非常勤職員が理事の職を兼ねるときは、理事として受けるべき報酬は支給しない。

2 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員及び山ノ内町議会議員の職にある者、並びに山ノ内町の一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員が本会の役員及び評議員を兼ねるときは、役員及び評議員として受けるべき報酬は、支給しない。

附 則

この改正規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別表第 1 中の産業医及び嘱託医（訪問入浴）については、平成 12 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、産業医の実働 1 回につき、18,900 円分については、平成 13 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この改正規定は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 6 月 30 日から施行する。

ただし、別表第 1 中の金銭管理・財産保全サービス運営・監視委員については、平成 17 年 6 月 27 日から適用するものとする。

附 則

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正規定は、平成29年3月1日から施行する。

別表第1

(単位：円)

報		酬		費 用 弁 償
(1) 役員等		金 額		
		基本報酬	勤務割報酬	役員及び職員等の旅費規程による
理事	会 長	年額 600,000 円	日額 6,200 円	
	副 会 長	年額 120,000	6,200	
	理 事	年額 60,000	6,200	
監 事		年額 60,000	6,200	
評 議 員			6,200	
(2) 産業医等		報 酬		
産 業 医		月額 30,000 このほか、実働1回につき、 18,900円を加算する。		
嘱託医(訪問入浴介護) ・ 協力医(就労継続支援 (B型))		年額 30,000 このほか、実働1回につき、 3,000円を加算する。		
サービス向上対策第3者委員		1日 6,200		
専任結婚相談員		月額 50,000		
結婚相談協力員		年額 20,000		
生活福祉資金調査委員		日額 5,900		
金銭管理・財産保全サ ービス運営・監視委員		日額 5,900		
評議員選任・解任委員会 委員		日額 6,200		

(註) 会議等が0.5日で終了したときは、日額報酬は50%とする。

年 額

会 長	600,000円 (50,000円×12か月)
副会長	120,000円 (10,000円×12か月)
理 事	60,000円 (5,000円×12か月)
監 事	60,000円 (5,000円×12か月)